防衛装備庁公示第　５４号
平成２８年　１月　６日
一部改正：防衛装備庁公示第１０１号
令和８年１１月２６日

# 防衛装備庁が行う随意契約への新規参入の申し込みについて

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官　今給黎　学
（ 公　印　省　略 ）

別添の対象契約一覧表に掲げる契約は、次のアからクのいずれかの要件に該当するため、事後の契約を締結する場合には、当該要件を満たす契約企業との随意契約によって契約することを予定しているものです。それぞれの契約について必要となる要件を満たし、同契約への新規参入を希望される企業等がありましたら、入札及び契約心得（防衛装備庁公示第1号。２７．１０．１）第２.２項の規定に従って、申し込みに必要な書類を提出先までご提出ください。

ア　航空機製造事業法（昭和２７年法律第２３７号）第２条の２又は武器等製造法（昭和２８年法律第１４５号）第３条に規定する経済産業大臣の許可を現に受け、又は当該許可を受けるための申請中である者が業態調査の結果、一者に限られると類推される航空機若しくは航空機用機器又は武器に係る調達
イ　契約の履行のために不可欠なライセンスを現に認められ、又は履行期限までにこれを認められる見込みのある日本企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもののうち、当該ライセンスの実施権の取得に外国政府の許可を要しないもの
ウ　契約の履行のために不可欠な日本国内における正当な輸入販売代理権を現に有し、又は履行期限までに当該権利を有する見込みのある者が業態調査の結果、一者に限られると類推される防衛装備品に係る一般輸入調達

エ　企業が試作請負業務（研究試作を除き、自隊研究を含む。）を通じて防衛省と共同して開発した防衛装備品の量産契約であって、当該防衛装備品の製造に当たって必要となる技術又は設備等を有する企業が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの（当該試作請負業務において、下請負企業がその試作請負契約の相手方に納入した、当該防衛装備品を成す特定の機器も含む。）

オ　複数の構成品が一体となって機能を発揮する防衛装備品の製造請負業務を数回に分割して発注せざるを得ない場合（当該防衛装備品を調達する事業について構想し若しくは計画し又は予算を要求する過程において、一体の事業であることが明確であったものを分割したことが明らかなものに限るものとし、当該事業と同時期に発注する構成品及び部品に係る契約並びに当該事業の過程において派生的に追加発注される契約を除く。）で、当該防衛装備品全体の設計及び製造の全過程を通じて同一の企業の管理下においてシステム・インテグレーションが行われなければ製造の目的達成に著しい支障が生じるおそれがあるもの

カ　試作請負業務（研究委託を除き、自隊研究を含む。）に付随して実施が必要となる調達のうち、試作品の機能・性能の確認に係る部品及び支援・役務の調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推される場合

キ　過去２カ年度にわたって一者応募・応札となっている調達のうち、契約履行に必要な製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）や知的財産権等を利用する権限を有する者又は設備等を有する者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

ク　特定の技術について、そのまま使用すること又はさらに発展させることにより防衛装備品等に活用する可能性について模索し、実証し、又は運用研究を行うため、当該技術が化体した特定の製品の少数の提供を受ける調達であって、当該契約を履行できる者が業態調査の結果、一者に限られると類推されるもの

添付書類：対象契約一覧表

対象契約一覧表

| 掲載番号 | 該当する契約 | 随意契約による理由 | 一覧表への掲載日 | 新規参入の申し込みに必要となる要件 | 提出先（問合せ先） |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ０７式機動支援橋 | エ | 平成28年 1月 6日 | ０７式機動支援橋の試作契約での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。 | ・提出先<br>防衛装備庁調達事業部需品調達官付機械車両室<br>調達第３班<br><br>・問合せ先<br>03-3268-3111<br>内線：35292～35295 |
| 2 | 重装輪車両，０３中ＳＡＭ（改善型）（信号処理部用） | キ | 令和 4年10月12日 | 契約履行に必要となる　重装輪車両，０３中ＳＡＭ（改善型）（信号処理部用）　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 3 | 重装輪車両，０３中ＳＡＭ（改善型）（空中線部用） | キ | 令和 4年10月12日 | 契約履行に必要となる　重装輪車両，０３中ＳＡＭ（改善型）（空中線部用）　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 4 | ７８式雪上車用鉄履帯 | キ | 令和 4年12月 2日 | 契約履行に必要となる　７８式雪上車用鉄履帯　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |

| 掲載番号 | 該当する契約 | 随意契約による理由 | 一覧表への掲載日 | 新規参入の申し込みに必要となる要件 | 提出先（問合せ先） |
|---|---|---|---|---|---|
| 5 | ストア・キャリア・ハンドリング器材 | キ | 令和 5年 1月18日 | 契約履行に必要となる　ストア・キャリア・ハンドリング器材　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | ・提出先<br>防衛装備庁調達事業部需品調達官付機械車両室<br>調達第３班<br><br>・問合せ先<br>03-3268-3111<br>内線：35292～35295 |
| 6 | 重装輪回収車（Ｂ） | エ | 令和 5年 2月 2日 | 重装輪回収車の自隊研究での成果を継承し、当該防衛装備品の量産に必要となる技術又は設備等を有することを証明できること。 | |
| 7 | 削　除 | | | | |
| 8 | 削　除 | | | | |

| 掲載番号 | 該当する契約 | 随意契約による理由 | 一覧表への掲載日 | 新規参入の申し込みに必要となる要件 | 提出先<br>（問合せ先） |
|---|---|---|---|---|---|
| 9 | ３　１／２ｔトラック（派生車を含む）の契約 | キ | 令和 5年 7月 5日 | 契約履行に必要となる　３　１／２ｔトラックの製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | ・提出先<br>防衛装備庁調達事業部需品調達官付機械車両室<br>調達第３班<br><br>・問合せ先<br>03-3268-3111<br>内線：35292～35295 |
| 10 | １０式雪上車 | キ | 令和 5年 8月 3日 | 契約履行に必要となる　１０式雪上車の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 11 | １０式雪上車用鉄履帯 | キ | 令和 5年 8月 3日 | 契約履行に必要となる　１０式雪上車用鉄履帯　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 12 | 方位環 | キ | 令和 5年 9月 1日 | 契約履行に必要となる　方位環　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |

| 掲載番号 | 該当する契約 | 随意契約による理由 | 一覧表への掲載日 | 新規参入の申し込みに必要となる要件 | 提出先<br>(問合せ先) |
|---|---|---|---|---|---|
| 13 | １／２ｔトラック用エンジンの契約 | キ | 令和 5年10月 2日 | 契約履行に必要となる　１／２ｔトラック用エンジン　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること | ・提出先<br>防衛装備庁調達事業部需品調達官付機械車両室<br>調達第３班<br><br>・問合せ先<br>03-3268-3111<br>内線：35292～35295 |
| 14 | ３　１／２ｔトラック用エンジンの契約 | キ | 令和 5年10月 2日 | 契約履行に必要となる　３　１／２ｔトラック用エンジン　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 15 | 可搬型給油装置（改） | キ | 令和 5年10月12日 | 契約履行に必要となる　可搬型給油装置（改）　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 16 | 重装輪車両，対空レーダ装置１号（空中線装置用） | キ | 令和 5年10月12日 | 契約履行に必要となる　重装輪車両，対空レーダ装置１号（空中線装置用）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |

| 掲載番号 | 該当する契約 | 随意契約による理由 | 一覧表への掲載日 | 新規参入の申し込みに必要となる要件 | 提出先<br>(問合せ先) |
|---|---|---|---|---|---|
| 17 | 66cm測距儀 | キ | 令和 5年10月19日 | 契約履行に必要となる　66cm測距儀　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること | ・提出先<br>防衛装備庁調達事業部需品調達官付機械車両室<br>調達第３班<br><br>・問合せ先<br>03-3268-3111<br>内線：35292～35295 |
| 18 | 照準コリメータⅡ型 | キ | 令和 5年10月19日 | 契約履行に必要となる　照準コリメータⅡ型　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 19 | 火光標定器(B) | キ | 令和 5年10月19日 | 契約履行に必要となる　火光標定器(B)　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 20 | 方向盤 | キ | 令和 5年10月19日 | 契約履行に必要となる　方向盤　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |

| 掲載番号 | 該当する契約 | 随意契約による理由 | 一覧表への掲載日 | 新規参入の申し込みに必要となる要件 | 提出先<br>（問合せ先） |
|---|---|---|---|---|---|
| 21 | 砲隊鏡 | キ | 令和 5年10月19日 | 契約履行に必要となる　砲隊鏡　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること | ・提出先<br>防衛装備庁調達事業部需品調達官付機械車両室<br>調達第３班<br><br>・問合せ先<br>03-3268-3111<br>内線：35292～35295 |
| 22 | １／２ｔトラック（派生車を含む）の契約 | キ | 令和 5年11月16日 | 契約履行に必要となる　１／２ｔトラック（派生車を含む）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 23 | １　１／２ｔトラック（派生車を含む）の契約 | キ | 令和 5年11月16日 | 契約履行に必要となる　１　１／２ｔトラック（派生車を含む）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 24 | ７ｔトラック（派生車を含む）の契約 | キ | 令和 5年11月16日 | 契約履行に必要となる　７ｔトラック（派生車を含む）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |

| 掲載番号 | 該当する契約 | 随意契約による理由 | 一覧表への掲載日 | 新規参入の申し込みに必要となる要件 | 提出先（問合せ先） |
|---|---|---|---|---|---|
| 25 | 高機動車（派生車を含む）の契約 | キ | 令和 5年11月16日 | 契約履行に必要となる　高機動車（派生車を含む）の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | ・提出先<br>防衛装備庁調達事業部需品調達官付機械車両室<br>調達第３班<br><br>・問合せ先<br>03-3268-3111<br>内線：35292～35295 |
| 26 | 第2段階07式機動支援橋用特殊工具セット | キ | 令和 5年12月25日 | 契約履行に必要となる　第2段階07式機動支援橋用特殊工具セット　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |
| 27 | 極超音速燃焼風洞試験装置（その２）の契約 | オ | 令和 6年 4月26日 | 極超音速燃焼風洞試験装置（その１）契約以降、新規参入の申し込みまでに防衛省が締結した当該防衛装備品の製造に係る契約での成果を継承し、当該製造の目的達成のためのシステム・インテグレーションが行えることを証明できること。 | |

| 掲載番号 | 該当する契約 | 随意契約による理由 | 一覧表への掲載日 | 新規参入の申し込みに必要となる要件 | 提出先<br>（問合せ先） |
|---|---|---|---|---|---|
| 28 | 化学軽整備車用空気浄化装置 | キ | 令和 7年 1月30日 | 契約履行に必要となる　化学軽整備車用空気浄化装置　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | ・提出先<br>防衛装備庁調達事業部需品調達官付機械車両室<br>調達第３班<br><br>・問合せ先<br>03-3268-3111<br>内線：35292～35295 |
| 29 | 極超音速燃焼風洞試験装置（その３）の契約 | オ | 令和 7年 6月 4日 | 極超音速燃焼風洞試験装置（その２）契約以降、新規参入の申し込みまでに防衛省が締結した当該防衛装備品の製造に係る契約での成果を継承し、当該製造の目的達成のためのシステム・インテグレーションが行えることを証明できること。 | |
| 30 | 第3段階07式機動支援橋用特殊工具セット | キ | 令和 7年12月 3日 | 契約履行に必要となる　第3段階07式機動支援橋用特殊工具セット　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用することが証明できること。 | |

| 掲載番号 | 該当する契約 | 随意契約による理由 | 一覧表への掲載日 | 新規参入の申し込みに必要となる要件 | 提出先<br>（問合せ先） |
|---|---|---|---|---|---|
| 31 | 削　除 | | | | ・提出先<br>防衛装備庁調達事業部需品調達官付機械車両室<br>調達第３班<br><br>・問合せ先<br>03-3268-3111<br>内線：35292～35295 |
| 32 | 第２段階重装輪回収車（Ｂ）用特殊工具セット | キ | 令和 8年 9月16日 | 契約履行に必要となる　第２段階重装輪回収車（Ｂ）用特殊工具セット　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用すること証明できること。 | |
| 33 | 重装輪車両（２４式対空電子戦装置用） | キ | 令和 8年11月26日 | 契約履行に必要となる　重装輪車両（２４式対空電子戦装置用）　の製造図書（製造図面、組立図及び作業標準並びに検査要領等の企業所有資料）を利用すること証明できること。 | |